

協調支援型経営課題対応特別資金に係る照会回答事例集

令和 7 年 3 月 14 日 創設
令和 8 年 4 月 1 日 改正

島根県商工労働部中小企業課

■資金の仕組みについて

1 この資金の目的は。

A :

保証料率を引き下げた国の新たな保証制度(協調支援型特別保証制度、令和 7 年 3 月 14 日施行)を活用し、借換えや新たな資金需要に対応した資金を創設することにより、原材料価格の高騰、物価高等の影響を受け、多岐にわたる経営課題に取り組む県内中小企業者の資金繰りを支援するため。

2 この資金の概要は。

A :

対象者	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者 (1)原則として申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に本資金の融資額の 1 割以上のプロパー融資(保証協会の保証を付さないで行う融資をいう。)(融資期間が 12 か月以上であるものに限る。)を受けること (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行うこと ※ 本資金の借入にあっては、協調支援型特別保証制度(20250115 中小第 14 号)に基づく信用保証を要する。
融資枠	200 億円
融資限度額	2 億 8,000 万円
資金使途	設備資金、運転資金(保証付既往債務の借換も可)
融資期間	設備資金 10 年以内(据置期間 3 年以内を含む) 運転設備資金 10 年以内(据置期間 3 年以内を含む) 運転資金 10 年以内(据置期間 1 年以内を含む)
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	年 1.50% (固定金利) ※責任共有利率での利用のみになります。
信用保証料率	上記対象者のうち (1) 0.30%~1.27% (2) 0.34%~1.43% ※借入時の保証料率 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、0.45%~1.90%となる。
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定による
連帯保証人	<法人>取扱金融機関又は信用保証協会の決定による

	<個人>原則として不要
取扱期間	令和7年3月14日から令和9年3月31日保証申込分まで

3 協調支援型特別保証制度による、国の信用保証料の一部補助は令和6年度～令和8年度限りなのか。

A :

協調支援型特別保証制度による国の補助期間は時限措置となっており、保証申込日に応じて、対象者(1)については令和7年3月14日から令和8年3月31日までは0.22%～0.95%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.15%～0.63%、令和9年4月1日から令和10年3月31日までは0.11%～0.47%が補助され、対象者(2)については令和7年3月14日～令和10年3月31日まで0.11%～0.47%補助されます。

今回取扱を継続する「協調支援型経営課題対応特別資金」については、取扱期間を令和7年3月14日から令和9年3月31日保証申込分までとしており、上記のうち対象(1)について0.15%～0.63%、対象(2)について0.11%～0.47%の補助に対応しています。なお、令和9年度の本資金の取扱については別途お知らせします。

4 提出が必要な書類は。

A :

- 島根県中小企業制度融資 融資申込書 (様式第1号)
- 島根県中小企業制度融資意見書 (様式第2号)
- 前2期の決算書 (必要に応じて試算表)
- 県税の納税証明書(現に滞納のないことを証明するもの)
- 法人にあつては登記事項証明書
- 申込人資格要件申告書兼誓約書※1
- 経営行動計画書 (上記対象者(2)に該当する者のみ) ※1

※1 協調支援型特別保証制度で定める様式を提出すること。

※2 上記のほか、資金使途等に応じて追加で書類が必要な場合があります。

5 本資金による既往の保証付き融資 (本資金を含む) の借換えは可能か。

A :

可。